

2025年12月吉日

協力業者各位

多田建設株式会社

経理・財務本部

手形（電子記録債権）による支払い方法の変更について

貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2026年1月1日より、中小企業庁所管の「下請法」は「取適法」へと改正され「建設業法」におきましても同様の趣旨の改正が行われます。本改正は、小規模取引において事業者の保護・支援を行うことにより日本経済の底上げを図ることが趣旨と解しております。法改正に合わせ弊社として出来ますことを検討し、今般次の変更へと至ったところであります。

記

現在弊社では、月の支払額のうち支払比率表により算出された手形（電子記録債権を指し、具体的には「電ペイ」および「でんさい」を指します。）による支払額が100万円以上となる場合に、現金に加え手形によるお支払としております。

今般2026年1月末お支払分より、従来の算定方法により算出された手形によるお支払い額が1000万円以上となる場合に限り、手形を加えてのお支払いへと変更致します。

以上

今般変更につき、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。